

東洋史研究

第六卷
第一號

昭和十五年十二月發行

金代に於ける黃河の氾濫と土地問題

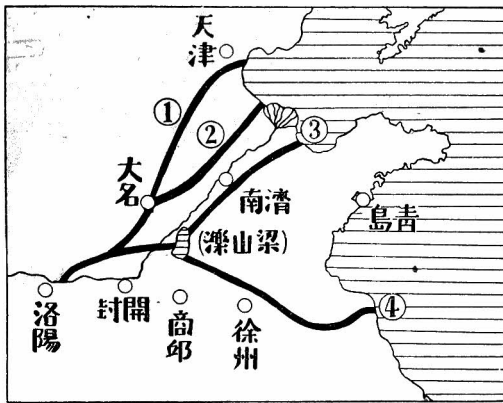
序言

外山軍治

本篇の目的は二つに分れる。一は、金代に於ける黃河の氾濫、それに基く河道の變遷の狀況を闡明するにあり二は、黃河の氾濫、河道の變遷によつて生じた土地問題を窺ふにある。前者について言へば、黃河下流の河道は古來幾變遷はあつても、その主流の方向には變りはなく、東北流して海に注いでゐたのであるが、金代に入つて始めて全く方向を變へて東南流するに至つた。従つて金代は黃河々道變遷史上重要視せらるべき時代であるにもかゝらず、意外にも考究がなされてゐない。又後者について言へば、黃河の氾濫、特にそれが劇しい場合に河道に變化を來すのであるが、これによつて生ずる土地問題——水害後の土地の爭奪、土地整理等の如き——は、黃河の氾濫があつた各時代を通じて見られることながら、金代に於ては、北支那の黃河下流域の地方に移住した支配民族である女真人と、被支配民族である原住の漢人とが、さなきだに土地を中心として反目しあつてゐた際として、その問題は他の時代に見られない複雑性をもつてゐると考へられる。しかるに、これまた從來あまり注意

せられてゐない。かゝる主題の下に一文を草する所以である。

—



第一圖 北宋時代の河道

- ① 北流河道
- ② 東流河道
- ③ 北清河(濟水故道)
- ④ 南清河(泗水)より淮水に合せし河道

五代以降時々氾濫してゐた黄河は、北宋仁宗の慶曆八年(一〇四八)に至り、澶州今河北濮陽縣(本篇地名については篇中の『黄河下流域要圖』参照のこと)管内に於て決れ、今河北省大名縣の東方を北々東に流れ乾寧軍今河北青縣東に至つて海に注ぐ北流河道を生じ、大名の東北より、東々北に流れて海に入る東流河道と二派に分れた。その後度々の河決があり、神宗の熙寧十年(一〇七七)には、澶州今河南濮陽縣の曹村に於て決れ、北流は斷絶し、河道南徙し、東して梁山今山東壽張縣、張澤梁山瀾の東、東南の梁山下、南旺湖の別稱瀾に注入し、分れて二派となり、一は南清河に合して淮に入り、一は北清河に合して海に入つたが、翌元豐元年、決口が塞がり、同四年(一一一〇)には北流が復活した。宋の政治家の中、王安石一派の新法黨が、北流河道を塞いで東流河道によらしめ、以て契丹の南進に對する防禦線となさんとし、これに關して囂々たる論議を生じたのはこの頃である。然るに哲宗の元符二年(一一九〇)に東流斷絶し、徽宗の崇寧四年(一一一五)頃には北流が安定した。この時代は、從來東北流してゐた河道

が淤塞して、河がまさに道を東南に求めようとあせつてゐた時代であるが、女真族の金國は、かうした状態にある黄河をうけついたのであつた。(第一圖)
(參照)

一一一五年、北滿の一角に興つた金國が、遼を滅して北支那に進出し、宋室を江南に壓迫し、略々淮水以北の占領を終へたのは、太宗の天會八年(宋建炎四年(一一三〇年))のことである。従つて黄河下流域の地は、この時以來金國領内に入ることゝなつた譯であるが、黄河の濁流は北支那の新しい統治者の前に如何にその暴威を示したであらうか。

金人は黄河下流域の占領に成功するよりも二年前の天會六年(宋建炎二年(一一二八))十一月、早くも黄河の奔流に惱まれた經驗をもつてゐる。金宗室の猛將完顏宗翰(粘罕)が宋の殘存勢力を驅逐すべく、北宋の首都であつた開封府今河南を衝かんとしたに對し、宋の東京留守杜充は、濮州今山東濮縣の西南方に於て黄河南岸の堤防を決つてその西進を阻止せんとした。金軍は滔々たる濁流に馬脚を阻まれ、開封進撃を敢行し得なかつたことはいふまでもない。これは北流河道の淤塞による河水南徙の傾向を利したものであるが、この決潰戰術によつて南徙の勢が決定的となつたといふ點で注目しなければならぬ。^②これによる河水の氾濫は、金軍の侵入、北宋の覆滅、宋室の南遷といふ打續く大變動に痛めつけられた黄河下流域の住民を深刻な饑饉の苦みに陥れた。そのために山東方面には群盜を生じ、慘憺たる状態を現出したのである。^③

決潰の場所は、熙寧十年決河の箇處である澶州の曹村今山東濮陽縣西南附近であつたと推定せられる。^④河水は結局、それより東南に流れて濟州任城縣今山東濟寧縣内で泗水——一名清河、今大運河の線に同じ——に合し、淮水に注入することゝなつたが、この河道はその後にも相當の水量があつたと見え、從來の北流河道を舊河といふのに對し、新河

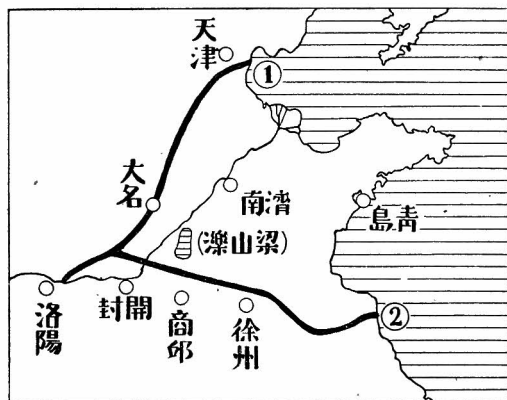
と呼ばれた。^⑥ (第二圖)
(参照)

その後十五年を経た熙宗の皇統二年(宋紹興十二、年一一四二)、河が濟州今山東鉅野縣に決れ、金鄉縣今山東金鄉縣を除き他の諸城は皆その害を被つたといひ、同五年、李固渡今河南滑縣南に決れ、單縣今山東單縣、南半里、拱今河南睢縣西、毫今安徽亳縣、宋商邱縣等五州の民を調して治水に従はしめたことが傳へられる。^⑧ 前者は、天會六年末の決潰によつて生じた新河の氾濫と考へられるが、後者は、新河決口よりも少しく上流の地に於ける河決によるものであり、河道南徙の勢が愈々顯著になつたことを知る。

氾濫による被害は世宗の治世に入つて漸く大きくなる。

大定六年(宋乾道二年)五月に、黃河決潰し、濟州管内の鄆城縣今山東鄆城縣はその被害をうけ、^⑨ その翌七年には、河水が東平府管内の壽張縣城今山東壽張縣東南五十里を破壊した。^⑩ 更につゞいてその翌大定八年六月には、李固渡で決れた河水が、曹州城今山東曹縣西北六十里を潰し、單州の境に分流を生じた。^⑪ 河水は北流河道を離れ南流の勢が一層強くなつた。

この時河患を避けるために治水工事を行はうとしたが、大定九年都水監梁肅の報告によると、新河は水六分、舊河は水四分といひ、河南統軍使宗敘の言にも、河水を舊河道にかへすのは、徒らに莫大な經費を要するばかりで成功は



第二圖 金初の河道

- ① 北流河道(舊河)
- ② 天會六年宋軍の決潰戦術によつて生じた河道(新河)

覺束ない、といふので、結局梁肅の言に従ひ、李固渡の南に堤防を築いて氾濫を防ぐことゝしたのである。¹³⁾

河水南徙の勢は顯著となつたけれども、まだはつきりした河道が定らないので、その後屢々李固渡よりも上流の地で決れた。大定十一年(宋乾道七年 一一七一)正月には孟州管内河の南岸の地と思はれる王村で決れ、南京今開封、孟南孟今河南縣、衛波縣今河南州の界が多くその害を被り、大定十七年(宋淳熙四年 一一七七)七月、開封府陽武縣今河南陽武縣内の白溝に決れ、大定二十年には衛州及び延津今河南延津縣、京東の諸埽に於て決れ、瀾漫して歸德府今河南商邱縣今河南に至つた。

ところがその翌大定二十一年から北流の勢が復活し、二十六年八月には、衛州堤に決れ、衛州城今河南汲縣今河南を壊ち、河勢氾濫して大名今河北大名縣に及び、衛より清今河北滄縣今河北に至るまでその害を被つたのである。¹⁸⁾又その翌二十七年に曹今山東濮縣今山東濮東二十里の間に決れ、¹⁹⁾二十九年五月には曹州小堤の北に溢れた。かくては金朝にとつて最も重要な河北、山東の地が荒される。政府はこれを怖れ、大定の終から章宗の明昌五年頃までは、如何にして河道を治し、如何にして河患を防ぐかについて眞剣になつて論議をかさねた。²⁰⁾

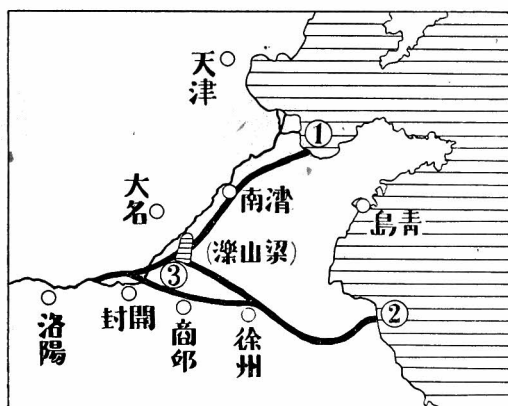
明昌五年(宋紹熙五年 一一九四)正月、都水監水田櫟は、南岸王村大定十一年正月河決の箇處た、王村と同一地か否か不明、宜村今河南延津縣西北に於て堤防を決

り、河道を開疏することによつて河勢を緩和し、北岸の埽村位置不詳に於て河を決つて梁山濼故道に入れ、舊によつて(北宋熙寧十一年の如き)南北清河に分流せしめるべきことを獻言したが、中央の反對にあつて採用せられなかつた。²¹⁾然るに

この年八月陽武今河南陽武縣の故堤に決れた河水は遂に自らの流路を選ぶに至つた。即ち、陽武より封丘今河南封丘縣に灌いで東し、梁山濼に流入して二派に分れ、南派は泗水に合して清河口に於て淮水に入り——南清河——、北は濟水故道——北清河——を流れて海に注ぎ、²²⁾北流は全く斷絶した。大體、田櫟の見る所が正しかつたのである。これが河道變遷史上重要視せられる明昌の河決である。(第三圖 參照)その後局部的な河決はあつても、この河道は動かかなか

つた。

章宗の世をさかひととして、金は非常な難局に直面した。蒙古軍の北支那侵入により、その重壓にたへかねた宣宗は、貞祐二年（宋嘉定七年、蒙古太祖九年、一二一四）、中都より汴京に遷都し、翌年無慮百萬といはれる女真人を南に移し、こゝに金國は河南に跼蹐することゝなつた。この時、北流河道を復活したならば、山東、大名等路は河の南に入り、河北諸郡もその半ばを得ることになり、攻守ともに大によろしい、といふ名案を出したのもあつたが、^{②③}勿論實行に至らなかつた。



第三圖 金明昌五年以後の河道

- ① 北清河(濟水故道)
- ② 南清河(泗水)より淮水に合せし河道
- ③ 興定元年頃に生じた河道

こゝに注意すべきは、宣宗の興定元年（宋嘉定十年、蒙古太祖十二年、一一七）もしくはそれより以前の或る時期に於て、開封の北方より、考城今河南考城縣東南五里縣下を經、楚丘縣今山東曹縣東南四十里の南、陽山縣今江蘇陽山縣東南の北方を過ぎて東南流し、南清河に合したと思はれる河道を別に生じてゐることである。（第三圖參照）

興定四年に於ける水害は、^{②④}唐今河南泌陽縣、鄧今鄧縣、最もはげしく、裕城縣、蔡南縣、息縣、壽今安徽壽縣、潁今阜南縣の諸州、歸德府、商邱縣に及んだといふ。これは各地河川の氾濫によるもので、罪を黄河ばかりに歸することではできまいが、しかし、前述の開封の北より考城を經、

楚丘縣の南、碭山縣の北方を過ぎて南清河に合したと推定せられる黄河々道なども、その片棒をかついでゐたと見てよからう。

金の國運も漸く末に近づいた哀宗の正大八年（宋紹定四年、蒙古太宗三年、一二三一）、河が敖游堀に決れたといふが、その箇處は歸德府城今河南商邱縣の西北角であらうか。窮地に陥れると、考へることは何れも同じで、金軍もさかんに決潰戰術を利用した。その翌九年、歸德府が蒙古軍の攻圍をうけた際、金軍は前年の決口敖游堀を決らうとしたが、これは果さず、かへつてこれを水攻にするつもりで蒙古軍が同處を決つた。河水は西北より下つて城の西南に至り淮水故道に入り、かへつて城は水のために守りが固くなつたといふ。²⁶これも考城を經、楚丘の南陽山の北を過ぎて南清河に入る、かの河道に關することゝ考へられる。その年正月、汴京に於ても河水を決つて城を固めんとして果さなかつたと傳へられる。²⁷

かくて金は、蒙古の攻撃に潰え去り、治河の役目は中原制覇の雄者に課せられた任務として元朝に引きわたされたのである。

二

上述した所によつて、黄河の氾濫による災害が、時代的に見れば世宗以後に於て特に劇しく、その地域が今日の河北、山東、河南の三省及び江蘇、安徽兩省の淮水以北、即ち當時の河北東西、山東東西、大名府、南京等の諸路に互つてゐたことを知るであらう。これらの諸路の中、南京路の中、南部（今日の河南の中、南部及び江蘇安徽の淮水以北の地）が、地廣く人稀な地域であつたのを除き、その他の地方は、金國に於ては漢人の人口が稠

密な部分であつた。熙宗、海陵王の時代、中原に遷した女真人の数は凡そ二百萬口に近いと推定せられるが、その大部分は、漢人の多く住む河北、山東、大名及び南京路の北部の地方に居住せしめられたのであつた。従つてこの地方は、北支那に乘出した金朝にとつては、最も重要な且つ難治の地であつた。以下、極めて乏しい記載により、黄河の氾濫によつて生じた土地問題の様相を窺ひ、且つそれがこの地方住民の生活に與へた影響を探索するとしよう。

頻々として起る黄河の氾濫によつて、耕地は水びたしとなり、住むべき家を流された農民の悲慘さは言語に絶する。かうした場合、政府は租税差役を免じ、津濟錢を給する等種々の救濟處置を施す。その例は金代に於ても枚舉に遑がない。しかし積極的な救濟處置として、水害後の田土に關しては如何なる措置が講ぜられたか。

唐令には、田土が水に侵された場合は、舊流に循はず、新出の地を被害戸に給するといふ一般的な規定がうかゞはれ、宋に於ても、『宋刑統』慶元田令、『慶元條法事類』等にも略々これと同様の規定が見られる。金に於て章宗の明昌元年より泰和元年に至る十二年間に亘り、三度稿を改めて完成し、二年五月に頒行した泰和令には果して右の令文を襲うてゐたか否かは知り得ないが、『金史』によると、明昌元年二月、章宗が有司に諭旨して

瀨水の民地『金史』の用字例によれば民は官に對する民を意味する外、女真人を軍と呼ぶに對して漢人に對する稱呼として用ゐられてゐることが多い。この場合もその一例と見られる。已に種蒔して水に

侵されし者は、近き所の官田を以て對給せしむべし。食貨志 田制條

といふ外、これと年月を同じうして次の様な勅が出されてゐる。

自今、民、水旱災傷を訴ふるものあれば、即ち官に委してその實を按視せしめ、所屬の州府に申し、提刑司に移報し、所屬とともに檢し畢つてはじめて翻耕せしめよ。食貨志 租税條

右の兩文は表裏をなすものと考へられ、これによつて水害後の田土に對する救済措置の指針を知ることができ
る。唐令や、『宋刑統』、『慶元田令』、『慶元條法事類』等によれば、新出の地、即ち河水が退いて陸地となつた所を
羅災戸に給することになつてゐるが、『金史』にいふ「近き所の官地」の中には、同じく河水が退いて陸地にな
つた所、即ち河灘、退灘——河灘は現に河水が流れてゐるその兩岸の陸地になつた部分であり、退灘は全く水の
涸れた河道を意味する様に思はれるが、大體同様に考へてよい。いづれも官地として取扱はれた——その主要部
分をなしてゐたと思はれるから、『金史』に見える規定も、原則に於ては唐令以下のものと一致する譯である。
たゞやゝ微細の點まで定められてゐるのは、かうした規定を適用すべき種々の經驗が然らしめたのであらう。し
かし金代に於ては、右の規定が出る前はどうか、又出てから後も、その通りに履行せられたかといふこ
とについては大に疑ふべき節がある。それには河灘（もしくは退灘）の地が、事實如何に處分せられたかを調べな
ければならない。

由來、水の退いた河道の地には、上流から流されて來た肥沃な黃土が堆積して數倍の收穫が豫想せられるので
河灘の地の開墾耕作は大に歡迎せられた。前漢の賈讓が黃河による災害の大きくなる原因として、農民が漸次河
壩の沃土を占據して聚落をなし、堤内堤をつくつて流域を狹めることを擧げてをり、金代に於ても、退灘を佃す
るものに對しては、他の荒地に比較して免租の期間が短く定められてゐたのも、蓋し右の事情によるものであ
る。然るに、金代に於ては、實際の問題として、退灘もしくは河灘の地は、これを願ひ出た民の耕作に委すとい
ふ場合は、比較的少かつた様である。

大定十七年六月、邢州今河北順德の男子趙迪簡の言によれば

隨路、籍に附せざる官田及び河灘の地は、皆豪強に占めらる。而して貧民は土瘠せたるに税重し。食貨志
田制條

といふ。豪強と呼ばれるものの中には、女真人の權勢家の外に、漢人の豪族が含まれてゐると考へられるが、彼等は、河水が退くや否や、水害に痛めつけられた沿河罹災戸の生活力が著しく衰へたのに乘じ、自己の保有する勞働力にものをいはせ占有耕作するに至つたものであり、こゝに當時に於ける大土地所有の一つの契機を見出す。³³⁾即ち黄河の氾濫は豪強の兼併を助長したといへるのである。

しかし、河灘の地が豪強によつて占有せられたことが多かつたといふ點だけに、黄河の氾濫後一般罹災戸に對する官地給與といふ救濟處置が規定の如く行はれなかつた理由を見出さうといふのではない。趙迪簡はつゞいて語る。

乞ふらくは官を遣して冒佃する者を拘籍し、定めて租課を立て、また人戸の税數を量減せんことを。(かく

すれば) 輕重均平を得るにちかからん同右

と。そして右の文につゞいて、趙迪簡の言により、詔して有司に付し、冒佃せるものを拘籍しようとしたが中止せられた、といつてゐる。しかしそれは全く中止せられたのではなかつたのである。時に政府は、趙迪簡の言ふ如く、一般貧民の救濟といふことよりも、更に緊急事である女真人戸の救濟の必要にせまられてゐた。故に括地は大々的に計畫せられ、趙迪簡の上言による措置はその中に包含せられることゝなつたのである。この女真人戸救濟こそは、水災後一般人戸に對する救濟處置を左右する根本的な問題であつた。

女眞固有の社會組織をそのまゝに北支那統治の上に活かさうとして、猛安謀克戸即ち女眞人戸を北支那に移し

たのは、熙宗、海陵王の時代であるが、世宗の時代に入ると早くも彼等の貧困化が問題となつた。移住の最も古いものでも、僅かに二十年餘を経たに過ぎないのである。

北支那に移つた女真人戸は、漸次國家の保護に慣れ、漢人豪族の生活を模倣して奢侈懶惰となり、與へられた土地を充分耕作せず、これを漢人の小作に委せて遊食し、消費經濟に破綻を來した揚句は給與地を手離さなければならぬ破目になるものもあり、さうでなくとも、給與地の瘠惡に加へて農耕技術が拙劣なために、次第に窮乏するものもあつた。その上、女真人同志の間に於ても、權力者は土地の兼併を行ひ、然らざるものはその犠牲となつて困窮の一途を辿らざるを得なかつた。前述の豪強の河灘の地占據といふが如きも權力者が大土地を所有し權力なき者が貧困化する一つの場合を示すものである。權力者は肥沃な土地を多く占め、權力なき者は瘠惡な土地すらも次第に失ひつゝあつたといふ状態であつた。しかしその貧窮化の根本原因は、女真人自身の無氣力に求められなければならない。これらの諸弊は、もとより一日にして成つたのではないが、彼等女真人が海陵王の正隆の末から世宗の大定の初期に互る宋との交戦、これに際して行はれた強制的徴兵を嫌忌して蜂起した契丹人の鎮壓等に驅り出され、彼等の生産能力が一層著しく低下した所より、世宗時代に入つて急に表面化するに至つたものである。

世宗は金國の兵力の主體をなす猛安謀克戸の窮乏を痛く憂慮し、その救済に全力を傾倒すべく決意したのであるが、救済事業のうち、最も根本的なものは、貧窮戸に對する給與地の増加、もしくは瘠惡な土地と肥沃な土地との交換であつた。大定十七、八年の交⁽²⁴⁾より、二十一年頃にかけて、土地調査を行ひ、元來官地たるべくして、民が私有地の如く耕作してゐるものや、女真人權勢家にして不當に廣大な土地を所有してゐるものを官に沒收し

——この行爲を括地といふ——これを貧困な女真人戸に與へ、土地の瘠惡なものは肥沃なものと交換し、以後は自ら耕作し、勞働力不足の場合のみに小作を入れることを許した。³⁵ さきにも言及した如く、大定十七年六月、邢州の男子趙迪簡の言によつて行はんとして中止した括地は、その後間もなく行はれた括地の中に含まれたことは疑ない。

さて括地の場合、趙迪簡の指摘した、肥沃な河灘の地がそのよい對象となつたことは言を俟たない。梁山濼の例についてこれを窺ふことゝしよう。

梁山濼の位置は、今山東省壽張縣治の東南梁山の下にあたる。一名鉅野澤、古の大野澤の下流であり、五代以來屢々黃河の決水が注入した。北宋熙寧十年の如きもその一例である。北宋末には漫々たる水をたゝへ、劇盜宋江の據所となつたことは『水滸傳』でおなじみである。金初に於ても同様、相當の水量を貯へてゐたらしいが、世宗の大定年間には乾燥してしまつて農耕に適した地となつた。³⁶ 退灘の一として考へてよいのである。大定二十一年八月の記載によると

黃河すでに故道に移る。梁山濼水退の地甚だ廣し。すでに嘗て使を遣して安置屯田せしむ。民、昔嘗て恣意に之に種ふ。今官すでにその地を籍す。而して民、その租を徵せられんことを懼れ、逃ぐる者甚だ衆し。もしその租を徵すれば、冒佃して即ち出首せざる罪を以て之を論ずるは固より宜なり。然れども、もし遽にこれを取れば、恐らくは所を失ふを致さん。その徵を免じその罪を赦し、別に官地を以て之に給すべし。³⁷

食貨志
田制條

文中「民、昔嘗て恣意に之に種ふ」といふ民は、『金史』の用字例によると明かに漢人の謂である。右の文は、梁山濼の地が乾燥すると、女真人戸を屯田安置せしめた外に、漢人が自由に耕作してゐた部分もあつた。大定十七、

八年の交以後に於ける括地に際し、その部分をも官地の籍につけたのであるが、それについて、從來自由に耕作してゐた漢人に對する取扱が問題となつてゐるのである。

かくて括し得た梁山樂の耕地は、これを女真人戸に與へたことは勿論である。山東を中心とする北支那の地方は、當時の金國に於ては地狭く人多き所謂狹郷であつたから、梁山樂ばかりでなく、その他の河灘、退灘の地も同様に、女真人戸救済のための括地の對象となつたことには疑をさしはさむ餘地はない。

世宗はこの括地によつて漢人戸の生活を壓迫することを怖れ、禍を未然に防がうと配慮してゐる。「よく軍戸をして稍々給せしめ、民(漢人戸)をして業を失はざらしむること、乃ち朕の心なり」食貨志田制大定十九年二月といふ彼の言によつてもその用意の程が察せられる。又山東路括地の際に出された詔に、括する所を屯田戸に給してなほ餘地あれば、これを民に還し、その歳の租税を免ぜよといひ、實際、大定二十二年には、梁山樂の耕地を失つた流民を招復して官田を給してゐる。^⑩しかし、漢人戸の生活を擾さないといふことが、理想通りに行はれたとは到底考へられない。世宗によつてその失當が指摘せられたことであるが、括地に際し徒らに成績を擧げんとする括地官が皇后莊、太子務、長城、燕子城等といふ名稱を證據にこれを官地の籍につけ、百姓の有する契驗を一切問はなかつたといふが如く、國家の權力を背景にした行爲の前には、漢人戸の利益は往々にして、不當に蹂躪せられた。^⑪漢人の中でも、官と結托した豪族には、これを避け得るといふ方法が見出されたであらうが、權勢に縁りのない一般漢人戸には、随分と被害をうけたものがあつたことであらう。

黃河下流域の山東、大名、河北諸路及び南京路の北部は所謂狹郷である。そこに割込んだ女真人は、元來農耕技術に於ては漢人に劣る。政府は、支配民族としての女真人の生活を保障するには、比較的廣大なそして肥沃な

土地を彼等にふりあてなければならなかつた。河灘、退灘の沃土は、上述の如くに處分せられたのである。括地の問題を、漢人戸の利害關係について考へるならば、括地の對象となつたのは、元來官地たるべくして現在では漢人戸が私有地の如く耕作してゐる土地であつたから、その非は漢人側にあり、沒收せられても致し方がない譯であるが、兎に角、今まで耕作してそれによつて生活してゐた土地を急に奪はれた漢人戸が、政府の處置を怨みその土地の新しい耕作者となつた女真人戸を嫉むことは、人情の常としてやむを得ない。まして況や、父祖以來耕作して來た私有地を、官地なりとして理不盡に沒收せられた場合に於ける漢人戸の憤怒は想像にあまりがある。漢人戸の生活を壓迫しないやうにといふ世宗の配慮によつて、救はれたものもあつたであらうが、しかしそれは九毛の一半で、土地を中心とする漢人戸と女真人戸との反目は避け得らるべくもなかつたと考へられる。一方は國家の權力を背景とした女真人戸であるから、漢人戸も憎嫉の情をむき出しにすることはできない。それだけに彼等の怨恨は心底ふかく内燃したであらう。そして不幸にも、かうした關係はその後益々惡化するより他に途がなかつたのである。

黃河はその後も無頓着に氾濫をつづけた。貧困な女真人戸の救済に没頭してゐる際のことゝて、水害に當つても、先づ女真人戸の救済がなされ、漢人戸に對するそれは第二段とせられたことは容易に推想せられる。救済事業に於ては女真人戸に對する給與地増加といふことが主眼となつてゐるのである。さきに、明昌元年二月、民の耕作地が水に侵された場合、近き所の官地を以て對給すべきことが定められたが、それ以前はもとより、かうした規定ができてから後も、文字通りに實行せられたか否かを疑つた理由はこゝに存する。

『遺山文集』所收の「順安縣令趙公（雄飛）墓碑」は、章宗の承安二年（一一九一）頃、

黃河に沿つた長垣縣治所は今河北長垣縣東北

に於て、黄河の氾濫によつて生じた事件を傳へて次の如くいつてゐる。縣民の小作してゐる鎮防軍^④の田が河の氾濫によつて淤墊に歸した、まだ植ゑつけもできてゐないのに、營卒が勢を恃んで租を徴して假借せず、民の牛を奪ふものさへあつたが、民は訴ふるに所なく、致し方なくその凌轢にまかせてあつたのを、長垣縣主簿趙雄飛はこれを捕繫し、按察司に上申して主兵者を嚴督し、實際種蒔したのはどれだけであるか、收穫はいくらあつたかを調べて租を出させることにした、と。この場合は、女真人の横暴といふことがとりあげられてゐるのであるが漢人側が水害を理由として、不當に租を出さなかつたことも多かつたであらう。かういふ事件は、ひとり長垣縣の場合に限らず、黄河の氾濫によつて田土が荒される毎に、程度の差こそあれ、所在に於て見られたことゝ考へられる。たゞさへ土地が狭い黄河下流域の地方に於ける河患は、女真人戸救済のための土地收授によつてまき起された漢人戸と女真人戸との反目を一層深刻化せずにはおかなかつたと思ふのである。

『金史』章宗本紀明昌二年四月戊寅朔の記事に

尙書省言ふ。齊民、屯田戸と往々睦はず。もし、たがひに婚姻せしめば、實に國家長久安寧の計なり、と。
之に従ふ。

とある。齊民は即ち一般漢人の意と解せられるが、右は主として女真人戸の多く居住してゐる黄河下流域の情勢に對する政策と解せられる。齊民と屯田戸との不和は、括地によつて惹起された爭から發し、黄河の氾濫によつて激化せられた結果であらう。金廷は大定十七年、契丹人と女真人との婚姻を獎勵して、嘯聚謀叛の舉に出でんとした契丹人統御の^⑤一法としたのであつたが、こゝにまた通婚政策をもちきたつて漢人戸との軋轢を緩和しようとしたのである。しかしこの政策は所期の目的を達するには到底いたらなかつたのである。

さて、話をもとへ戻すことゝしよう。梁山礮水退の地が、女真人戸の耕地となつたことは前に述べた通りであるが、それはその儘無事には濟まなかつた。梁山礮の故地ばかりでなく、嘗てこれに注入してゐた河道の地にも、また女真人戸が屯田したのである。章宗の明昌年間に、梁山礮故道の屯田戸四千といはれるのは、上述の梁山礮の故地と、それに注入してゐた河道の地に屯田した數であると見られる。章宗治世の初、即ち大定末年より明昌年間にかけて、河防に専念したのであるが、明昌五年正月、都水監丞の田樸は河水を梁山礮故道に入れ、舊の如く南北清河に分流せしむべきこと、それについては、北清河の舊堤は歳を経て不完全になつてゐるから、年を限つて大堤を増築し、梁山礮故道の女真人戸は他に遷すべきであると獻言した。これに對して尙書省は、かくすれば山東州縣の膏腴の地及び鹽場が必ず淪溺を被る、北清河の壞堤を増築しても又河水を呑み盡せない、しかも功役至重で山東の民を困める等の理由でこれに反對した。四月に百官を集めて評議せしめると、黄河の水勢は非常變易定まりなく、人力では斟酌指使することはできない、まして、梁山礮は淤填すでに高く、北清河は窄狹にして河水を呑み盡せない、その上經る所の州縣、農民の廬井一に非ず、大河が清河に入れば山東は必ずその害を被るであらうとて、またこれに反對した。⁽⁴⁷⁾

然るに明昌五年八月、陽武に於て決れた河水は、封邱に灌いで東し、梁山、礮に流入し、南、北清河の二派に分れて海に注ぐことゝなつた。⁽⁴⁸⁾ 田樸の豫言が當つたのである。田樸が事前に遷徙すべきことを力説した梁山礮故道四千の女真人戸の土地はどうなつたであらうか。記録はこれについて何ごとをも語らない。しかし、四千の女真人戸の救済のためには、それだけの土地を、他に迅速にもとめなければならぬ。それに水災を被つたのは女真人戸ばかりではない。水害後に於ける土地收授によつて、この方面に展開された騷擾は想像に難くないのであ

る。

ひるがへつて、世宗が漢人戸の利益を犠牲に供して斷行した救済によつて女真人戸の窮乏が根本的に救ひ得たかといふに、それは世宗の努力にもかゝらず、一時を凌ぎ得たに過ぎなかつた。女真人戸の貧窮は、章宗時代、北方遊牧民の侵寇に際して再び大きな問題となるに至つた。章宗即位以來、急に激烈となつた興安嶺西よりの蒙古系遊牧民の侵寇に對し、莫大な費用を投じて界壕を構築してこれに備へる一方、明昌六年(一一一五)以降、承安三年(一一二一)に至るまで財政難に苦しみながら、屢々兵を北方に進めてこれを伐つた。討伐戰に於て痛感せられたのは猛安謀克軍の戰鬪力の低下である。政府は、それが彼等の窮乏より生ずるものであるとの見解の下に、彼等に對して土地を増與し、かくすることによつて士氣を鼓舞しようとした。かくて承安五年(一一二一)、山東路を始め六路(山東東西、河北東西、大名府路)に於て括地を行ひ、これを女真人戸に給した。^⑨世宗は括地の際、漢人戸の生業を奪はない様にと配慮したが、此度は財政窮乏に陥つてゐる時のことゝて、それほどの餘裕はない。それは官田にして民の胃占せるものの外、民地にして税を納めないものが括地の對象になつてゐることによつても窺はれる。

括地の衝に當つた宗浩の傳^{金史卷九三}によると、

官田にして民の胃占せるものを括した結果、三十餘萬頃を得たといつてゐる。これは女真人側の言であるが、漢人官僚の報によれば、「官田といふけれども、實は民田を奪つたのだ」^{金史卷一〇}、そのために「民の塋墓井竈は悉く軍(女真人戸)の有に歸した」^{卷四七食貨志田制條}貞祐三年劉九規の言といひ、なほそ

の他にも同様の記載に乏しくない。さてそれを女真人戸に分配した結果は「腴田沃壤は盡く勢家に入り、瘠惡なるものは乃ち貧戸に付す、軍(女真人戸)に益なく、民(漢人戸)は則ち損あり」^{食貨志田制條貞祐三年五月高汝礪の言}といふ如く、貧

窮女真人戸の救済には役だたず、得たる所は「互に相憎嫉するに至り今(貞祐三年)なほやます(貞祐三年)」同上劉九に至るも未だ絶えず規の言といふ漢人戸と女真人戸との軋轢のみであつた。

更に泰和五年(一一一五)以後に於ける宋との交戦によつて財政困難は倍加せられたのであつたが、章宗に就いて衛紹王の時代には、北方の雄者蒙古の侵寇を被るに至つた。衛紹王が殺害せられて後これをついだ宣宗が蒙古軍の重壓を避けて都を中都より汴京に遷すや、河南の防備の必要上、貞祐三年(一一一五)七月、河朔、山東の女真人百萬口を河南に遷した。政府は遷徙の女真人戸に半ば糧を與へ、半ば實直を給することゝしたが、そのために漢人にして官田を小作するものに對して租を倍にしたので、不平の聲は囂々として起つた。こゝに於て、遷徙戸中の不逞の徒を除去し、給與すべき人を半減し、或は軍戸にして願ふものには土地を給したが、彼等は耕稼の法を知らず、遊惰の生活に耽り、結局漢人の負擔は増大した。^⑤

明昌河決後も黄河の氾濫は繰返された。金室が從來女真人が多く居住してゐなかつた河南の地に遷ると、皮肉にも河はもはや北へは流れず、彼等の遷徙した地方を荒さんとするが如くに東南流して時々氾濫した。承安三年の括地により、山東を中心とした地方に於て漢人對女真人の相刻が深刻化したのであつたが、金室南遷により、それは河南の地に於て陰慘なまでに尖鋭化した。『遺山文集』卷一六「平章政事張文貞公(萬公)神道碑」に、貞祐年間今の山東、江蘇方面に於ける盜賊蜂起の事實に關し

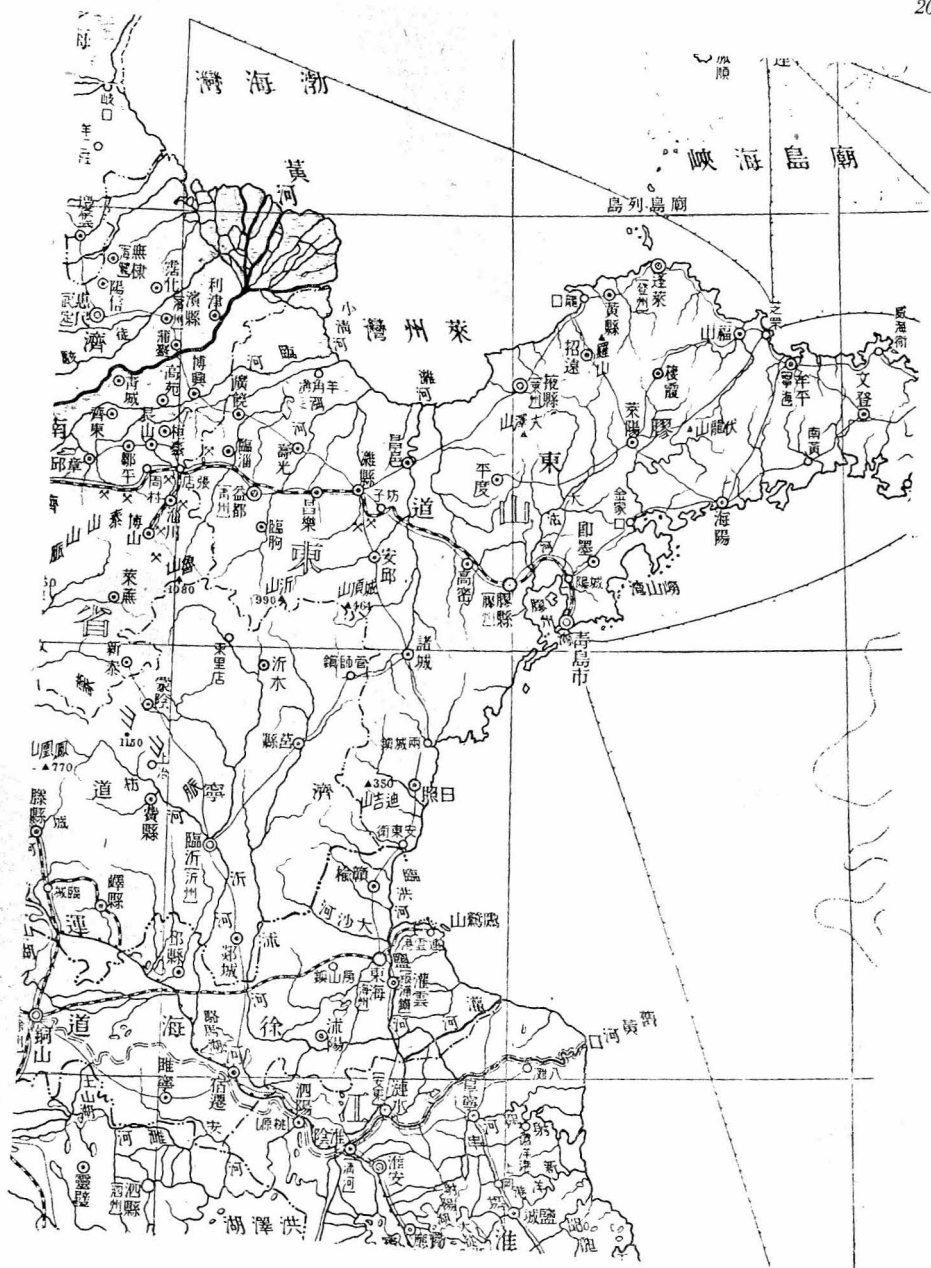
貞祐の亂、盜賊野に滿つ。さきの、國威によつて以て重きをなす者、人これを視て以て血讐骨怨となし、必ず報いて後已む。一顧盼の頃、皆鋒鏑の下に狼狽し、赤子と雖も免るゝこと能はず。

とその兩者の間の險惡な空氣を傳へてをる。金國崩壞の内因の一は漢人戸と女真人戸との關係の極度の惡化とい

ふことに求められると考へられるが、黄河の氾濫が、その争を尖鋭化する契機をつくつたことは、金一代を通じてかはりがなかつたと信ずる。

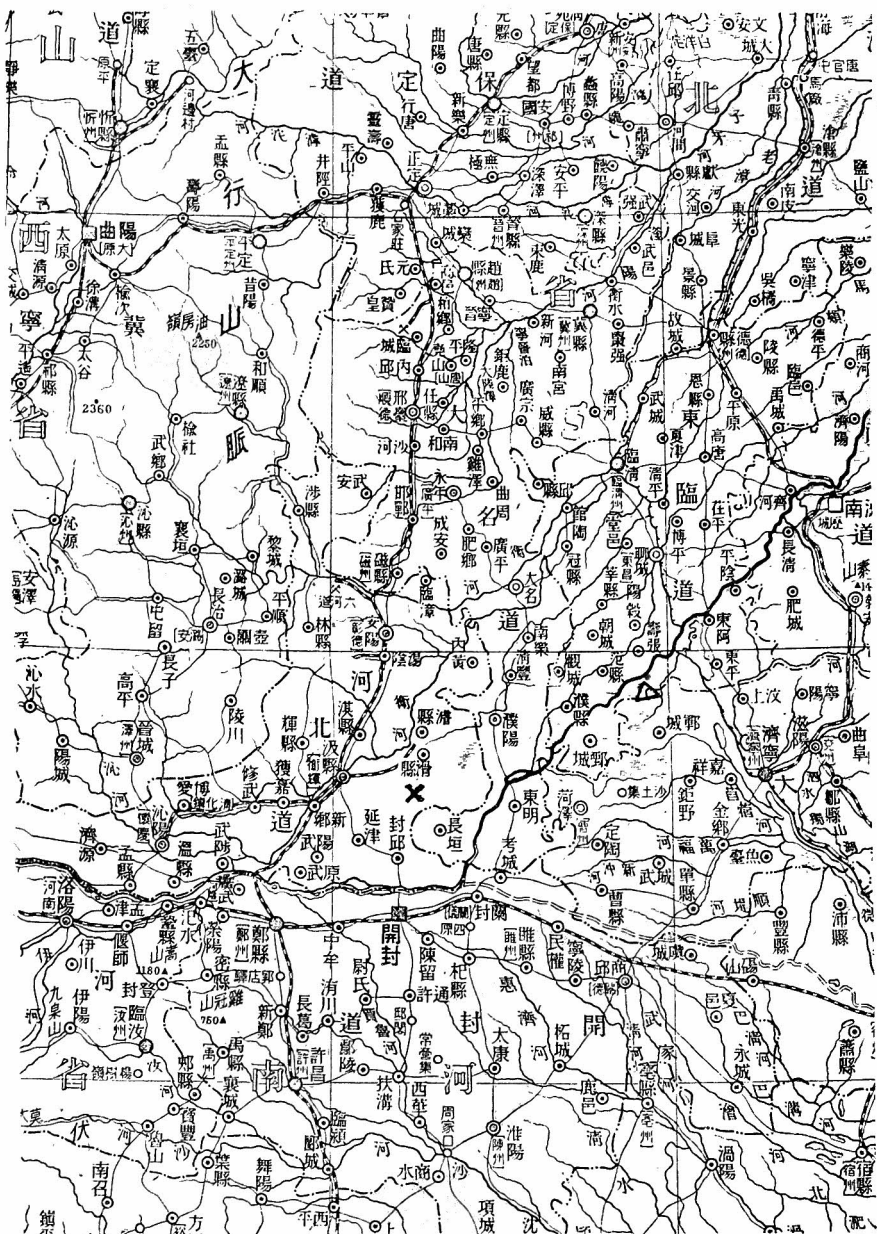
結 語

金は恰も黄河の主流が東北より東南に轉ずるといふ時代に遭遇したので、河患の範圍はひろく、北は今の河北より南は江蘇、安徽に及び、女眞民族の行くところ河の氾濫はつきまとつた。外に於ては、南は宋を滅し得ず、西に西夏、北に蒙古、東に高麗あり、對外關係に於て不利な環境におかれた金は、内にあつても、實に不幸な時代に際會したものといふべきである。そして中原統治のために二百萬に近い女眞人を黄河下流域の狹郷に移すや、女眞人戸の窮乏に困み、その救済のための括地は漢人の反感を買ふ基をなした。そこへ黄河は屢々氾濫した。黄河の氾濫といふことだけでも、その後に行はるべき土地收授は、往々にして漢人の利益を蹂躪したであらうのに、女眞人戸の救済處置によつてすでに根深きざした兩者の相剋は、これによつて一入助長せられずにはをらなかつた。そして彼等の間の軋轢が金國崩壞の内因の一として考へて誤りないならば、黄河の影響は決して輕々に看過せらるべきではない。しかし、要は、農業を生業とする、しかも二百萬近くの女眞人が、土地狭く人口の多い黄河下流域の農耕地帯に割込んで、漢人が早くからそこに營んでゐたと同じ土地所有形態を現出したところ相剋の第一歩が印せられたのであり、その罪は多くは女眞人自體のうちに求むべきであらう。黄河の禍は、それを煽り立てた役目をしたに過ぎない。



黃河下流域要圖

〔東方文化研究所藏版四百萬分之一〕
〔東亞大陸諸國疆域圖〕による



△梁山の位置
×李固渡の位置

註及び史料

- ① 『宋會要稿』方域一四治河の條。『宋史』卷九一、二河渠志。松井等氏『宋對契丹の戰略地理』（『滿鮮地理歷史研究報告』第四）一一四—一二〇頁參照。
- ② 拙稿「黃河々道を繞る金宋交渉」（本誌第二卷第四號）を參照せられたい。
- ③ 時山東之民正當兵火之際。復有河決之患。高宗既渡大江。青鄆兩鎮又先破沒。州郡互不相救。至是歲復大荒。人民相食。嘯聚盜起。巨盜王江、宮儀。每車載乾屍以充糧。爲金國所乘而盡破之。（『大金國志』卷五紀年天會七年條）孫幾伊氏著『河徙及其影響』（金陵大學中國文化研究所叢刊甲種）河四徙考の條參照。
- ④ 『大金國志』卷五紀年天會七年條に
窩里咀、撻懶、閑目。分下山東諸路州郡。惟濟（今山東鎮野縣）、單（今山東單縣南半里）、興仁（今山東曹縣西北六十里）、廣濟（今山東定陶縣）。以水沮而存。
とある。「以水沮而存」といふのは、宋の決潰戰術によつて生じた新河道が金軍の西進を阻んだために、その攻撃を免れた、といふ意味に解せられるから、新河道は右の記事から推定せられる。又『金史』卷二五地理志によつて、泗水の流にあつてゐる縣を辿つて山東西路濟州任城縣の條に至ると、「泗水、新河」ありと見える。これによつて、新河が泗水に合した地點を任城縣内と考へたのである。
- ⑤ 拙稿「黃河々道を遶る金宋交渉」（本誌第二卷第四號）參照。
- ⑥ 河決濟州。惟金鄉縣獨存。金人移州治之（『建炎以來繫年

要錄』卷一四七紹興十二年の末に夷堅乙志に據つたとし
て記す。現行の『夷堅志』には見えない。

河決李固渡。金主亶（熙宗）。調曹、單、拱、亳及宋五郡
民修之。民有地一頃者出一夫。不及者助夫之費。凡二萬
四千夫。五旬有四日而畢（『建炎以來繫年要錄』卷一五四
紹興十五年九月末條）

『大金國志』卷一二皇統五年九月條にも同様の記載あり。
「河決李固渡」の次に「漂居民五千餘家」の一句を挿入して
ゐる。

李固渡の位置 樓櫓の『北行日錄』卷上によると、宋の乾
道五年（金大定九年、一七六九）、賀正且使に隨從して金の
中都に向つた樓櫓が、十二月十二日開封を立つて胙城縣に
宿り、その翌十三日、胙城より車行四十五里にして黃河に
達し、李固渡にてこれを渡り、三里許にして武城鎮（一名
沙店）にて中食し、又車行四十五里にして滑州に到り、こ
ゝに宿つたことが記されてゐる。金の胙城縣治は今河南延
津縣西北の地であるから、武城鎮（一名沙店）の位置が明か
になれば、從つて李固渡の位置も推定がつく。

武城鎮（一名沙店）は、『北行日錄』によれば滑州の南四十
五里とある。東福寺栗棘庵所藏の『輿地圖』——先輩森鹿三
學士の教示に従へば宋の咸淳頃の作製にかゝる——によると
胙城の左上、封丘の右上、河を隔て、滑州の下に沙店口と
いふ地名が見えるから、これによつて當代に於ける武城鎮
一名沙店の位置は推定せられる。民國全國陸軍測繪總局地
圖（二十萬分之一）河南「汲縣」の部に、延津縣より東北行、

牛子屯に至り、こゝより北々東に向ふ路上、延津縣よりは四十料の地點に沙店と名づける地があるが、おそらくこれが宋代の武城鎮一名沙店の地にあたるのであらう。

『北行日録』によると、李固渡は武城鎮一名沙店の南方三里許にある筈である。右の地圖をよく見ると、沙店の南、直線距離にして二軒半程の所に老河寨といふ地あり、その附近に臨河村とか隄南とか、現在は河道にあつてはるなにもかゝはらず、河に縁故のある地名が残つてゐる所より推して、現在のお河寨の附近を宋代の李固渡に比定して大差ないと考へる。なほ『同治滑縣志』卷一二古跡條には老河寨。傳漢壽亭侯渡河處。

と見える。人或は老河寨の老の字は、これに基くものであり、宋代の渡津と關係づけるのは牽強のきらひありと考へるかも知れないが、しかし右の傳へもそれほどせまく考へないで、とにかく古い時代、こゝに渡津ありしことの證據であると解すべきであらう。かくすれば右の傳へそのものも、余の推定を助ける一證となるであらう。

『河水南徙の時期に關する禹貢錙指の謬説』『禹貢錙指』卷一 三下には

范成大北使錄云。濟州城西南有積水。若河。蓋大河剩水也。按宋史隆興再請和。以成大充金祈請國信使（見范成大傳）。孝宗隆興之元、二即金世宗之大定三年四年也。

時濟州城下僅有剩水。則河離濟滑在隆興之前可知矣。

といつてゐるが、范成大の北使した年次に關する彼の考定からして誤つてゐる。范成大が金國へ遣されたのは、和を

請ふためではなく、金大定五年、宋乾道元年和議成立後、祖宗陵寢の地の返還と、宋帝が起立して金の國書をうけることに定められてゐる受書の禮の變更とを求めんがためであり、彼の著『攬轡錄』によるも、『宋史』卷三四本紀『金史』卷六一交聘表によるも、宋乾道六年、金大定十年（一一七〇）であつたことに疑ない。又河道南徙の時期を『北使錄』によつて推定することの早計であることは勿論である。

⑨『金史』卷二五地理志山東西路濟州管內鄆城縣條に
大定六年五月。徙治盤溝村。以避河決。

とあるによる。

⑩『金史』卷二五地理志山東西路東平府管內壽張縣條に
大定七年河水壞城。遷竹口鎮。十九年復舊治。

と見える。竹口鎮は今の壽張縣の西十五里にあり（讀史方輿紀要『卷三二』、四十萬分之一『山東省詳密圖』『東昌』の部に、壽張縣の西に竹口街といふ地名が見えるが、これが竹口鎮にあたるのであらう。

⑪『金史』卷六本紀大定八年條に

六月河決李固渡。水入曹州。

といひ、卷二七河渠志に

六月河決李固渡。水潰曹州城。分流于單州之境。とあり卷二五地理志山東西路曹州城に

大定八年城爲河所沒。遷州治于古乘氏縣。

と見える。『新修河澤縣志』卷三、八、一〇、一八には、當時の知州は趙安世にして、州治を古乘氏縣にうつし、濟陰

縣即ち今の河澤縣治を倚郭としたといふ記載あり、『金史』に見えない知州の名を傳へてゐるのは興味深い。

なほ、大定八年に河決ありしことは、その次年にあたる

宋乾道五年に金の中都に使した樓楡の『北行日録』に

胙城之南有南湖。去歲五月河決所損甚多。河水今與南湖通衝。

と記してゐることによつても知られる。

⑫ 右に掲げた『北行日録』の記事及び、樓楡より一年後の乾

道六年八月の頃に北使した范成大の『石湖居士詩集』卷一二に漸水と題し

黃河將決其地。則伏流先出。名曰漸水。河身日徙而南。過封丘至胙城界中。已有漸水。

と傳へる所よりみて、河水南徙の傾向がこの頃一層強くなつたことを知るであらう。

⑬ 『金史』卷二七河渠志參照。

⑭ (大定)十一年。河決王村。南京、孟、衛州界多被其害

(『金史』卷二七河渠志)

(大定十一年正月)丙申(二十一日)。命賑南京屯田猛安被水災者(『金史』卷六本紀)

⑮ (大定)十七年秋七月。河決白溝(『金史』卷二七河渠志)

『金史』卷六本紀、卷二三五行志も同様の記事を載す。卷二五地理志南京路開封府陽武縣の條に、白溝は陽武縣内を流れる河として記されてゐる。『讀史方輿紀要』卷四七河南開封府陽武縣の條によると、白溝は縣の東南三里にあり、東南して封丘縣界に入るといつてゐる。

⑯ (大定)二十年。河決衛州及延津京東埽。瀾漫至于歸德府

(『金史』卷二七河渠志)

⑰ 大定二十一年十月。以河移故道。命築堤以備(『金史』卷二七河渠志)

(大定)二十六年八月。河決衛州堤。壞其城。……河勢

⑱ 泛濫及大名(『金史』卷二七河渠志)

(大定二十六年八月)戊寅(四日)。尙書省奏。河決。衛州

壞。命戶部侍郎王寂。都水少監王汝嘉。徙衛州胙城縣

(『金史』卷八本紀)

『金史』卷二三五行志にも同様の記事あり、更に卷九五劉瑋傳に

時河決于衛。自衛抵清滄。皆被其害。

といひ、卷九七張大節傳に「河決於衛。橫流而東」とあり又『稷山縣志』卷八藝文上武威郡侯段鐸墓表(張萬公撰)に

「世宗皇帝駕幸上京。以(扈從の)勞授同知棣州防禦使事。

時河決滑衛間。故相劉瑋辟公督役……」と見えるのもすべ

てこの時の河決に關する記載である。なほ、劉瑋傳による

と、その翌年には河はもとに復したことが知られる。

衛州徙治に關する金史本紀の誤傳(『金史』卷八本紀によると、大定二十六年八月戊寅條に

命戶部侍郎王寂。都水少監王汝嘉徙衛州胙城縣。

と見えるが、これには少々疑問がある。卷二五地理志河北西路衛州條によると

治汲縣……大定二十六年八月以避河患徙於其城。二十八年復舊治。貞祐二年七月城宜村。三年五月徙治于宜村新

城。以胙城爲倚郭。

とあり、又卷二七河渠志を見ると

初衛州爲河水所壞。乃命增築蘇門。遷其州治。至二十八水息。居民稍遷。皆不樂遷。……乃不遷州。

といひ、卷九七康元弼傳にも同様の記載がある。地理志衛州蘇門の條によると、蘇門は大定二十六年の當時には其城と呼ばれたことが明かであるから、大定二十六年衛州徙治に關する地理志の記載と河渠志の記載とは符合する。即ちこれによれば、大定二十六年八月、河患を避けんがために當時の衛州治たる汲縣より移つたのは其城即ち後の蘇門（今河南輝縣）であり、二十八年に舊治に歸り、貞祐二年七月には宜村（今河南延津縣西北）に移り、更に三年五月には宜村新城（即ち胙城縣治、宜村の北）に移つたこととなる。本紀に、大定二十六年八月、衛州治を胙城にうつしたといふのと一致しないが、地理志、河渠志の記載が符合する所より推して、本紀が誤謬を犯したのであると判定する。本紀が誤りを犯したのは、貞祐三年五月、衛州治を宜村新城（胙城縣治）にうつした事實と混同したのであらう。なほ、地理志衛州胙城縣の條に

貞祐五年五月爲衛州倚郭。

とあるが、これは三年の誤と認められる。

大定二十九年。河決曹、濮間。瀕水者多墊溺。朝廷遣元弼往視。相其地如壘。而城在壘中。水易爲害。請命於朝以徙之。卒改築於北原。曹人賴焉（『金史』卷九七康元弼傳）

②①『金史』卷八本紀は大定二十九年條に

（五月）戊午（二十九日）……河溢曹州。

といふ記載を掲げてゐる。しかるに卷二三五行志には

六月。曹州河溢。

といつて、これと一月の相違がある。卷二七河渠志を見る

五月。河溢于曹州小堤之北。六月上諭有司曰。比聞五月二十八日河溢。而所報文字如此稽滯。

とあるから、河が氾濫したのは五月のこと、五行志に六月とあるは、即ち報告が朝廷に達した時期である。

②②『金史』卷二七河渠志。

『金史』卷一〇本紀明昌五年八月條に

壬子（十月）。河決陽武故堤。灌封丘而東。

といひ、河渠志及び卷九五馬琪傳にも同様の記事がある。

しかしこれだけの記載では、河が梁山瀨に注ぎ、それより南北清河に分れたことは知り得ない。これを傳へたのは金履祥の『資治通鑑前編』卷一である。

至紹熙甲寅（即ち金明昌五年）南連大野（即ち梁山瀨）。并行泗水以入于淮。於是有南北清河之分。北清河即涉（濟に同じ）水故道。南清河并泗入淮。今淮安之西二十里。對岸清河口是也（『率祖堂叢書』本に據る）

とある。『禹貢錐指』は卷一三下にこれを引き

按宋光宗紹熙五年甲寅即金章宗之明昌五年也。是歲河徙自陽武而東。歷延津、封丘、長垣、蘭陽、東明、曹州、濮州、鄆城、范縣諸州縣界中。至壽張注梁山瀨。分爲二

派。北派由北清河入海。今大清河自東平歷東阿、平陰、長清、齊河、歷城、濟陽、齊東、武定、青城、濱州、蒲臺。至利津縣入海者是也。南派由南清河入淮。卽泗水故道。今會通河自東平歷汶上、嘉祥、濟寧。合泗水至清河縣入淮者是也。

といつてゐるが、從ふべき推定であらう。

- ②③ 拙稿「黄河々道を遶る金宋交渉」本誌第二卷第四號）註①参照。

- ②④ 『金史』卷二五地理志南京路睢州考城縣の條に「黄河」ありと見え、歸德府楚丘縣條に

國初隸曹州。海陵後來屬。興定元年以限河不便。改隸單州。

といひ、單州碭山縣條にも

興定元年以限河不便。改隸歸德府。

とあり、又卷一〇二完顏綱傳に、元光二年（一二二五）のこととして

綱云。碭山北近大河。南近汴堤。東西三百里。大河分派其間。乾灘泥淖。步騎俱不可行。

とある。

- ②⑤ 『金史』卷一六本紀興定四年八月乙亥條に「上諭宰臣曰。河南水田。唐鄧尤甚」といひ、卷四七食貨志田制興定四年の條に

又河南水災。遺戶太平。田野荒蕪。恐賦入少而國用乏。

遂命唐、鄧、裕、察、息、壽、潁、毫及歸德府被水田已燥者布種。未滲者種稻。復業之戶免本租及一切差發。能

代耕者如之云々
とある。

- ②⑥

方大兵圍（歸德）城。議決鳳池大橋水以護城。都水官言。去歲河決救游圃。時曾以水平量之。其地與城中龍興塔平。果決此口則無城矣。及大兵至。不得已遣招撫陳實往決之。纔出門爲游騎所鈔。無一返者。三月壬午朔攻城。不能下。大軍中有獻決河之策者。主將從之。河既決。水從西北而下至城西南。入故灘水道。城反以水爲固。求獻策者欲殺之。而不知所在（『金史』卷一一六石盡女魯歡傳正大九年の記載）

- ②⑦

遂遣完顏麻斤。出邵公茂等。部兵萬人。開短堤決河水以圍京城。功未畢。而騎兵奄至。麻斤等皆被害（『金史』卷一一三內族白撒傳）

- ②⑧

卷一七本紀は正大九年正月壬午朔に同様の記事を載す。尙書省奏……竊謂河南地廣人稀（『金史』卷四七食貨志田制大定二十九年八月條）

是時（大定四年）河南、陝西、徐、海以南。屢經兵革。人稀地廣。蒿萊滿野……此古所謂寬鄉也。中都、河北、河東、山東久被撫寧。人稠地窄。寸土悉墾……此古所謂狹鄉也（『閑閑老人溢水文集』保大軍節度使梁公墓銘）

- ②⑨

仁井田陞博士『唐令拾遺』田令第二十二に

諸田。爲水侵射。不依舊流。新出之地。先給被侵之家。若別縣界新出。依收授法。其兩岸異管。從正流爲斷。若合隔越受田者。不取作用此令。

とあり、以下『宋刑統』宋慶元田令、『慶元條法事類』の令

文をも載録してゐる。

- ③② 仁井田陞、牧野巽兩氏「故唐律疏議製作年代考（下）」（『東方學報』東京第二）參照。

- ③① 『漢書』卷二十九溝洫志參照。

- ③② 『金史』卷四十七食貨志田制條を見ると

凡官地。猛安謀克及貧民請射者。寬鄉一丁百畝。狹鄉十畝。中男半之。請射荒地者。以最下第五等減半定租。八年始徵之。作已業者。以第七等減半爲稅。七年始徵之。自首冒佃比鄰地者。輸官租三分之二。佃黃河退灘者次年納租。

と定められてゐるが、泰和八年に至り、戸部尙書高汝礪が免租の期間を短縮せんと上言し

今請佃者可免三年。作已業者免一年。自首冒佃并請退灘地。並令當年輸租。……

といったと見え、卷四十七食貨志租賦の條によれば、それが詔として發せられたことを知るのである。

- ③③ 『元史』卷六五河渠志二黃河條にも

仁宗延祐元年八月。河南等處行中書省言。黃河涸露。舊水泊汙地。多爲勢家所據。忽遇泛濫。水無所歸。遂致爲害。由此觀之。非河犯人。人自犯之。

とみえる。河灘の地が權勢家に占據せられたのは、金代だけではない。他にもかうした事例は多いことと思はれる。

- ③④ 土地調査の時期は、『金史』卷四十七食貨志田制條によると、これに關する記載が、大定十九年二月の記事の前、十七年六月の記事の後にあり、又その時の括地官である張九思は

十八年九月に賀宋生日使になつたことが卷七本紀によつて知られるから、大定十七年六月以降、十八年九月までの間であると考へられる。卷四十七食貨志田制條に

（大定十九年）十二月。謂宰臣曰。亡遼時所撥地。與本朝元帥府已曾拘籍矣。民或指射爲無主地租佃。及漸開荒爲已業者。可以拘括。其間播種歲久。若遽奪之。恐民失業。因詔括地官張九思戒之。復謂宰臣曰。朕聞。括地事所行極不當。如皇后莊、太子務之類。止以名稱便爲官地。百姓所執憑驗一切不問。其相鄰冒占官地。復有幸免者。能使軍戶稍給。民不失業。乃朕之心也。

といひ、同大定二十二年條及び卷九〇張九思傳にも同様の記載あり、括地の目的、實行方法、括地の際に於ける張九思の失當等の事柄を知り得る。

- ③⑤ なほ、卷一二九胥持國傳に「累調博野縣丞。上書者言。民間冒占官地。如太子務、大王莊。非私家所宜有。部委持國按覈之。持國還言。此地自異代已爲民有。不可取也。事遂寢」と見えるのもこの時のことであらう。

猛安謀克戸貧困化の理由、その救済方法に關する記載は、三上次男學士「金代中期に於ける猛安謀克戸」（『史學雜誌』第四八卷第九、一〇編）に一應舉げられてゐるので、こゝには繰返さない。該論文を參照せられたい。

- ③⑥ 『齊乘』卷二山川大清河の條、「讀史方輿紀要」卷三三山東四兗州府濟寧州鉅野縣鉅野澤の條、及び東平州梁山の條、「嘉慶重修一統志」卷一六五兗州府梁山濼條參照。宋の徽宗時代の宦者楊戩の傳（『宋史』卷四六八）によると

梁山瀼古鉅野澤。綿亙數百里。濟、鄆數州賴其蒲魚之利。とあり、北宋末に於けるその廣大さを傳へる。金初に於てもかなり廣大なものであつたことが想像せられる。邦人の梁山瀼方面踏査記としては、簡單ではあるが澤村幸夫氏「梁山瀼と蒲家莊」、『文藝春秋』昭和十三年三月號隨筆）があり、その現狀が知り得られる。

③7 拙稿「劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉」、『滿蒙史論叢』第二補註(27)參照。

③8 『金史』卷一二九侯幸傳中の李通の傳に、海陵王の南伐に關する記事を掲げ、その中に
是時梁山瀼水涸。先造戰船不得進。

とあるから、少くとも正隆年間までは舟行可能の狀態にあつた。故に、乾燥して耕作し得る様になつたのは世宗の大定年間に入つてのことであると考へられる。

③9 (世宗)又謂宰臣曰。山東路所括民田。已分給女直屯田人戶。復有籍官閑地。依元數還民。仍免租稅。『金史』卷四七食貨志田制條大定二十一年條)

山東刷民田。已分給女直屯田戶。復有餘地。當以還民而免是歲之租(同右)

④0 又命招復梁山瀼流民。官給以田。『金史』卷四七食貨志田制條大定二十二年條)

④1 參照。

④2 御史臺奏。大名、濟州。因刷梁山瀼官地。或有以民地被刷者。『金史』卷四七食貨志田制條大定二十一年條)

時入戶有執契據指墳壠爲驗者。亦拘在官。先委恩州刺史

奚晦招之。復遣安肅州刺史張國基驗實給之。如已撥係猛安則償以官田(同右大定二十二年條)

④3 鎮防軍の説明は『金史』卷四四兵志に「所謂鎮防軍則諸軍中取以更代戍邊者也」とある。

④4 三上、外山「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂(下)」、『東洋學報』第二六卷第四號六六頁參照。

④5 『金史』卷一二章宗本紀泰和六年十一月條に
乙酉。詔屯田軍戶。與所居民爲昏因者聽。

とあり、泰和六年に至り、再び屯田軍戶と漢人との通婚の許可が出された。これは、地域的に更に廣範圍に互るものであることは明かであるが、明昌二年のそれが成功を収めたからではなくて、むしろ明昌二年のそれが事實あまり行はれなかつたから、今一度繰返したのであると考へたい。

④6 『金史』卷二七河渠志明昌五年四月條に、田櫟が河防について上言した際、章宗が參知政事胥持國に諭した語の中に
如櫟所言……遷徙軍戶四千。則不爲難。

とあるによつて察せらる。

④7 『金史』卷二七河渠志明昌五年條參照。

④8 參照。

④9 拙稿「金章宗時代に於ける北方經略と宋との交戦」、『滿蒙史論叢』第三前篇參照。

⑤0 『金史』卷四七食貨志田制、卷一〇七高汝礪傳、陳規傳等。

(昭和十五年十月二十八日稿了)

本篇の歴史地理的事項に關しては森鹿三學士の御助言をうけた。こゝに感謝の意を捧げたい。